



# 第8回共同発行市場公募地方債 I R ～共同発行債の商品性と今後の方向性～

平成22年3月3日

共同発行債幹事団体

千葉県総務部財政課予算第二室長

川嶋 博之

# 目次

1. 平成22年度共同発行市場公募債参加団体と発行計画
2. 共同発行市場公募債の商品性
  - ①高い流動性
  - ②連帯債務方式
  - ③流動性補完措置(ファンド)
3. 平成21年度の動向
4. 今後の方向性

## 1. 平成22年度共同発行市場公募債参加団体と発行計画

- 22年度は、新たに三重県、奈良県が参加。参加団体は35団体に増加。
- 発行総額は1兆6,200億円となり、21年度対比2,300億円の増加。
- 毎月の発行額は一律1,350億円となり、完全平準化を実現。

### ▽ 22年度の参加団体

- ・ 道府県 23団体
- ・ 政令市 12団体

(参加団体)

北海道、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、  
新潟県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、  
大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、徳島県、熊本県、  
大分県、鹿児島県、  
札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、新潟市、静岡市、京都市、  
大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

# 1. 平成22年度共同発行市場公募債参加団体と発行計画

## ▽発行計画

(単位：億円)

	合計	22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年 1月	2月	3月
北海道	800	50	70	60	90	70	60	70	70	60	70	70	60
宮城県	600			100		100		100		100		100	100
福島県	340	40	50		40	40	40	40	40	30	20		
茨城県	300			50	50	50	50	50	50				
埼玉県	600	80	80	40	40	40	40	40	40	40	40	40	80
千葉県	800	50	70	80	70	30	80	90	80	100	70	40	40
神奈川県	800	50	100	100	100	100	100	50	50	50	50		50
新潟県	800		70	70	70	50	70	90	80	80	80	70	70
長野県	600	50	60	60	60	60	60	70	60	80	40		
岐阜県	200		30		30		40		30		30		40
静岡県	800	50		80	120	30	120	50	50	100	100	50	50
愛知県	600	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
京都府	700	70	50	50	70	50	50	100	50	50	50	50	60
大阪府	800	50	100	100	50				100	100	100	100	100
兵庫県	800	50	100	100	100	50	100	50	50	50	50	50	50
岡山県	300	100	50	50							100		
広島県	600	100		100		100		100		100		100	
徳島県	250							150					100
熊本県	300	50		50		50			50	50		50	
大分県	200				50	50					50	50	
鹿児島県	600					80	130		80	90	90	40	90
札幌市	300	90	50				40		80			40	
仙台市	360	30	30	30	20	30	30	30	30	30	30	40	30
千葉市	300	50	80		70	50		50					
川崎市	300	50	50			50				50		50	50
新潟市	100					40	30					30	
静岡市	150	50					40				30		30
京都市	400	40	40		40	40	40		40	40	40	40	40
大阪市	800	80	130	90	60	50	80	80	50	60	40	30	50
神戸市	500	50	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	50
広島市	350		50		60		60		60		60		60
北九州市	300			50		50		50	50			50	50
福岡市	350	70			70				70		70	70	
三重県	100										50	50	
奈良県	100											50	50
計	16,200	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350

※ 各団体の持ち寄り額の上限を22年度は800億円に増額（21年度：600億円）

## 2. 共同発行債の商品性

- ・ 毎月一定額を発行することにより、高い流動性を確保。
- ・ 連帯債務方式及び流動性補完措置により、極めて強固な償還確実性を実現。  
→ これらの工夫により、投資商品としての魅力向上を図っています。

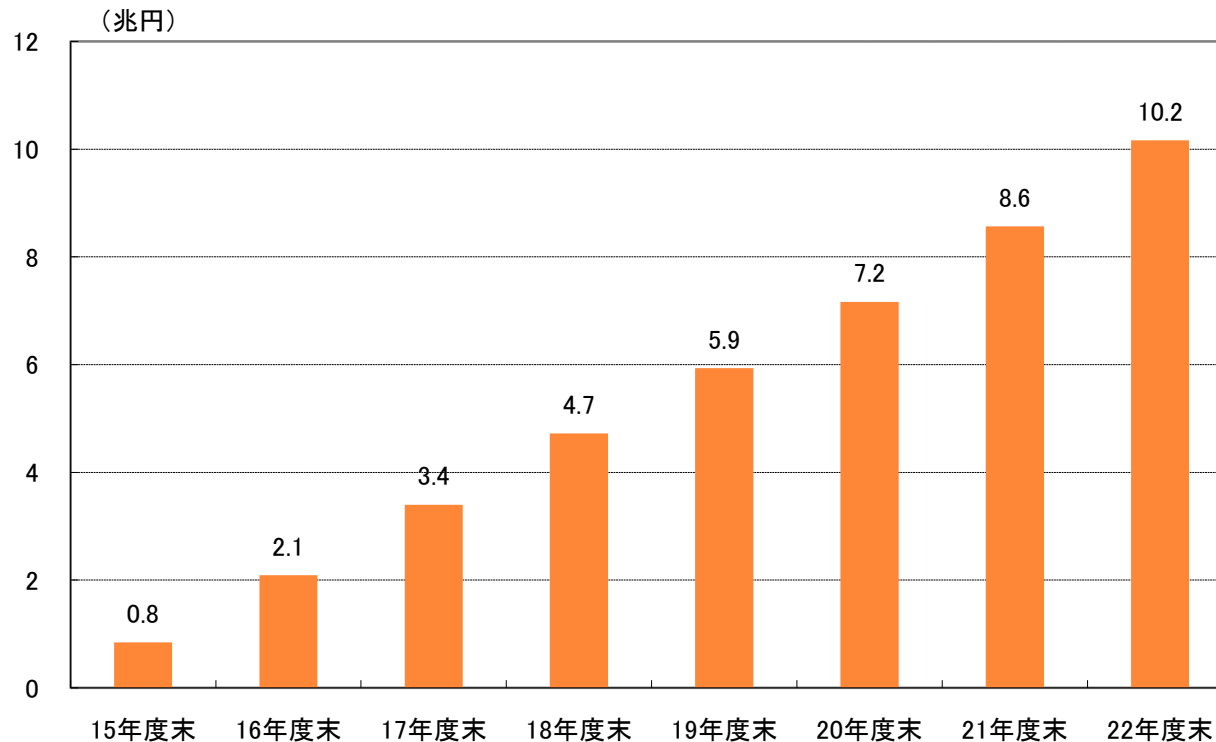
<b>継続した発行</b>	毎月1,350億円の発行	→ 高い流動性
<b>連帯債務方式</b>	地方財政法第5条の7に基づき、全ての発行団体が毎月連名で連帯債務を負う方式により発行	} 極めて強固な償還確実性
<b>流動性補完措置 (ファンド)</b>	発行団体に万一の災害等に伴う不測の事態があっても、遅滞なく元利金償還を行う為、連帯債務とは別に各団体の減債基金の一部を募集受託銀行に預け入れる形で流動性補完を目的とするファンドを設置	

## 2. 共同発行債の商品性

### ①高い流動性

- 毎月1,000億円を超える発行を継続しており、流動性の高い商品。
  - 特に、大きなロットでの投資を志向する投資家の投資ニーズにマッチ。
- 平成22年度末の発行残高は10兆円を超える見込みであるなど、地方債市場全体のベンチマーク銘柄としての地位を確立。

(図表) 共同発行債の発行残高推移



(注) 21年度末、22年度末は計画ベース

## 2. 共同発行債の商品性

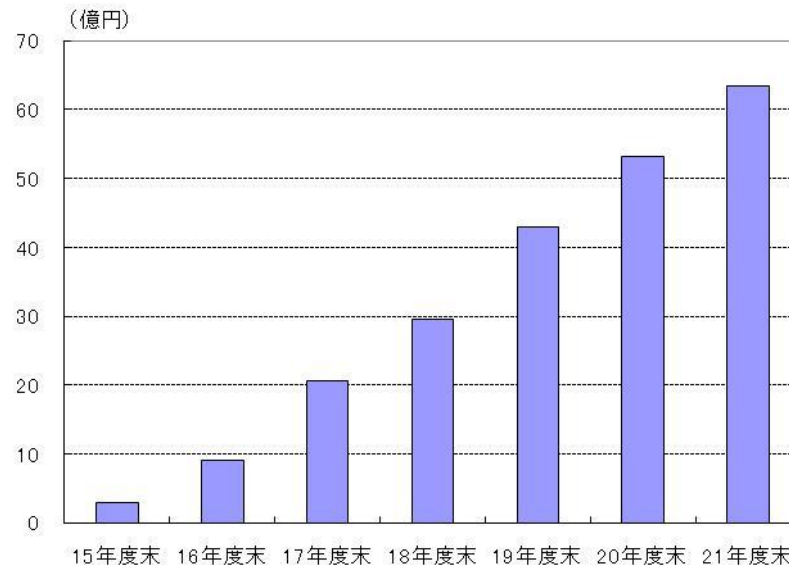
### ②連帯債務方式による極めて高い償還確実性

- 共同発行参加団体による連帯債務方式を採ることによって、償還確実性に関して極めて強固な仕組みを実現。

### ③流動性補完措置(ファンド)

- 発行団体に万一の災害等に伴う不測の事態があっても、遅滞なく元利金償還が行えるよう、連帯債務とは別に各団体の減債基金の一部を募集受託銀行に預ける形で流動性補完を目的とするファンドを設置。
  - その年度において最も元利金支払の額が多い月の元利金支払額の1/10程度の額を維持するよう、各参加団体がそれぞれ所要額をファンドに毎年度積み立て。
- 当該ファンドにより、不測の事態にも期日どおり元利償還を行うことが可能(タイムリー・ペイメントの確保)。

(図表)流動性補完ファンド残高の推移

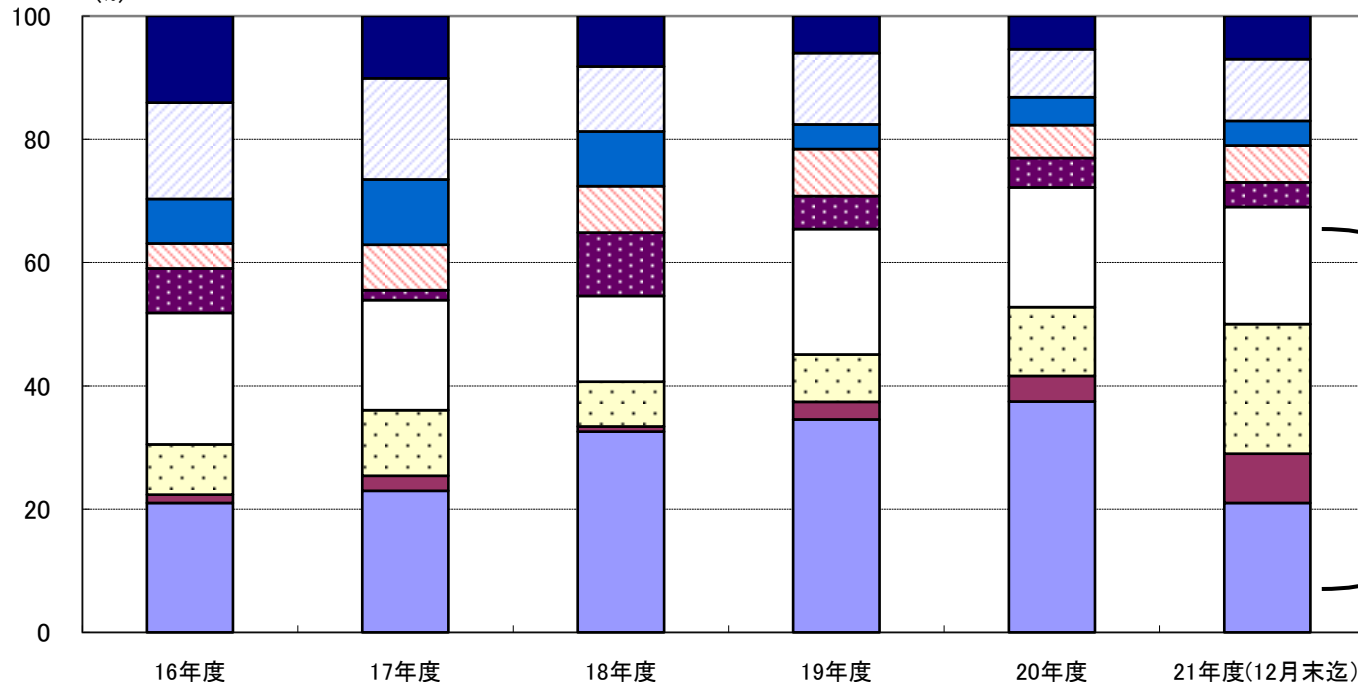


### 3. 平成21年度の動向

#### ①販売先の特徴

- ・投資家の皆様のご理解、シ団引受金融機関のご協力等により、平成21年度も安定的な消化を実現。
- ・投資家の業態別内訳をみると、21年度は地方投資家の購入が増加しており、幅広い投資家に浸透してきている。

(%) (図表) 共同発行債の販売先の推移



バランスの取れた投資家層  
→ 中央：地方 = 1：1

- 中央公的
- 信金・信組
- 生損保
- 共済組合
- その他
- 地銀、第二地銀
- 農漁林系
- 信託・投資顧問(年金等)
- 諸法人(学校法人、財団法人等)

(注) 平成21年度は、平成21年4～12月迄。

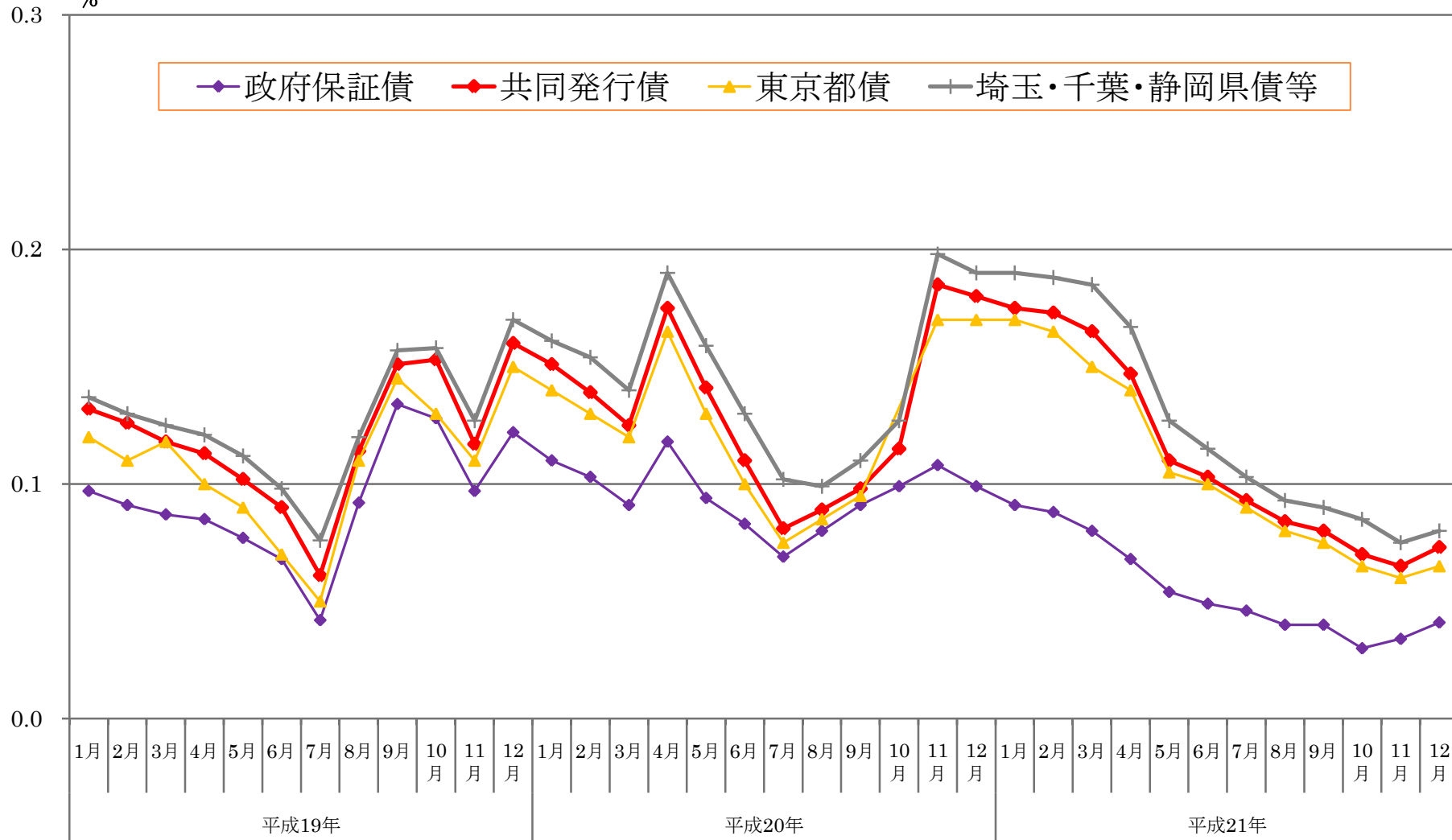


### 3. 平成21年度の動向

#### ②発行スプレッドの動向

- ・ 良好な需要に支えられ、21年中を通じてスプレッドは安定的に推移。

(図表) 共同発行債等の発行スプレッド  
%



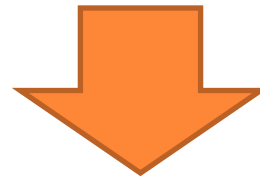
## 4. 今後の方向性

### ①発行額の増加に対応するための取り組み

- ・投資家の拡大を目指した情報発信の強化

### ②ベンチマーク債としての地位の確立

- ・セカンダリーも含めた価格の透明性向上策の検討
- ・市場関係者の声を真摯にお伺いし、商品性の向上策を検討



地 方 債 市 場 全 体 の 活 性 化 に 寄 与

## (ご参考) 共同債に関する情報発信

### 【ホームページによる情報提供】

共同発行団体連絡協議会HP

<http://www.kyodohakko.jp>

財団法人地方債協会HP

<http://www.chihousai.or.jp>